



# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2005.08.01

No. 28 - 43

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会  
〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274  
E-mail:office@alpajapan.org

### 乗員への行政処分に対する日乗連声明

最近乗員に対する過重とも思える行政処分が多く行なわれています。

「処分を強化しても有効な安全対策にはならない」というのは世界的に確立された考え方であり、ICAOの事故防止マニュアル(ICAO Accident Prevention Manual)、或いは世界的に事故防止策を考える官民合同の協議会であるGAIN(Global Aviation Information Network)等でもそのような考えが基本となっています。

航空交通管制は無線による音声のみの通信で行なわれており、もともと言い間違い、聞き間違い、思い違いなどのHuman Factorが関与しやすい環境です。千歳、小松などClearanceなしで行われた離陸操作は、思い込み、勘違いなどのHuman Factorに起因したものと考えられます。

航空法30条には以下のように航空従事者に対する処分が規定されており、また、法96条には管制指示に従うことが決められており、法154条にはその罰則が規定されています。しかし、個別の違反に対する乗員への処分の基準は明らかにされておらず、乗員に対する処分の基準が不明確であり、不公平感もあります。処分の明確な基準を明らかにすべきと考えます。

航空機の安全運航確立は、私達乗員にとっても究極の目標であり、これこそが利用者国民の求めることだと確信しています。航空機の運航で発生した問題に対して、乗員を含む関係者の処分によってこれに対処しようとするのは、安全性向上にとって有害でさえあると考えます。行政の法判断は、客観的かつ国民の利益を基準として行なわれるべきです。

(技能証明の取消等)

第30条

国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の1に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

- 1 この法律又はこの法律に基く処分に違反したとき。
- 2 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

(航空交通の指示)

第96条

航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従って航行しなければならない。

第154条 航空機乗組員が次の各号の1に該当するときは、50万円以下の罰金に処する。

- 8 第96条第1項の規定による指示に従わないで、航空機を運航したとき。

